## 408 介護予防特定施設入居者生活介護費

加算•減算名	実施	体制	t	□算•減算	加算・減算適用要件
人員基準欠如減算	20		減算	70/100	看護職員又は介護職員の員数が <u>厚生労働大臣が定める基準(平成12年厚生省告示第27号)</u> に該当しない場合(基準に定める員数を置いていない場合) <平成12年厚生省告示第27号19> 職員数が基準を満たない場合
身体拘束廃止未実施 減算			減算	10/100	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)を満たさない場合  <平成27年厚生労働省告示第95号119の3> 指定介護予防サービス等基準第239条第2項又は第3項に規定する基準に適合していること。  <指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生省令第35号)> (身体的拘束等の禁止) 第239条 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。  一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。  二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。  三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
生活機能向上連携加算 (I)	0		1月につき10 0単位 ※利用者の急 性増悪等によ り当該個別機 能訓練計画を 見直した場合 を除き 3月に1回を限		原生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防特定施設において、外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合ただし、生活機能向上連携加算(Ⅱ)を算定している場合においては、生活機能向上連携加算(Ⅱ)は算定しない。また、個別機能訓練加算を算定している場合は生活機能向上連携加算(Ⅱ)は算定しない。 <平成27年厚生労働省告示第95号119の4イ>次のいずれにも適合すること。 (1) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所又は指定介護予防通所リハビリテーション事業所若しくはリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師(以下この号において「理学療法士等」という。)の助言に基づき、当該指定介護予防特定施設(指定介護予防サービス等基準第230条第1項に規定する指定介護予防特定施設をいう。以下同じ。)の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。 (2) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。 (3) (1)の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。

加算•減算名	実施	体制	<del>ار</del>	□算•減算	加算・減算適用要件
生活機能向上連携加算 (II)		193	加算	1月につき	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防特定施設において、外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合ただし、生活機能向上連携加算(II)を算定している場合においては、生活機能向上連携加算I)は算定しない。 <平成27年厚生労働省告示第95号119の4ロ>次のいずれにも適合すること。 (1) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所又は指定介護予防通所リハビリテーション事業所若しくはリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該指定介護予防特定施設を訪問し、当該施設の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。 (2) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じ機能訓練を適切に提供していること。 (3) (1)の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。
個別機能訓練加算(I)	Δ		加算	12単位	専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防特定施設において、利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員等が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合 (利用者の数が100を超える指定介護予防特定施設にあっては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法で利用者の数を100で除した数以上配置しているもの)
個別機能訓練加算(Ⅱ)	Δ		加算	1日につき 20単位	専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防特定施設において、利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員等が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合 (利用者の数が100を超える指定介護予防特定施設にあっては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法で利用者の数を101で除した数以上配置しているもの) ※個別機能訓練加算(I)を算定している場合であって、かつ、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合に加算
個別機能訓練加算Q&A	配	置と	しての	の加算なのか、	それとも実施した対象者のみの加算なのか。 単に体制があるだけでなく、体制を整えた上で個別に計画を作成するなどプロセスを評価するものであることから、入所者の同意が得られない場合には算定できないが、原則として、全ての入所者について計画作成してその同意を得るよう努めることが望ましい。 (平18.4版 VOL1 問76)
דכ אנאווייקטונאנו ניניבו	機	能訓	練指	導員が不在の日	日は加算が算定できないか。 機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員、その他の職種が共同して個別機能訓練計画に従い訓練を行うこととしており、機能訓練指導員が不在の日でも算定できる。(平18.4版 VOL1 問77)

加算•減算名	実施	体制	)	□算•減算	加算・減算適用要件		
個別機能訓練加算Q&A			能制	練加算に係る算	学定方法、内容について示されたい。  当該個別機能訓練加算は、従来機能訓練指導員を配置することを評価していた体制加算を、機能訓練指導員の配置と共に、個別に計画を立て、機能訓練を行うことを評価することとしたものであり、通所介護サービスにおいては実施日、(介護予防)特定施設入居者生活介護サービス及び介護老人福祉施設サービスにおいては入所期間のうち機能訓練実施期間中において当該加算を算定することが可能である。なお、具体的なサービスの流れとしては、「多職種が協同して、利用者毎にアセスメントを行い、目標設定、計画の作成をした上で、機能訓練指導員が必要に応じた個別機能訓練の提供を行い、その結果を評価すること」が想定される。また、行われる機能訓練の内容は、各利用者の心身の状況等に応じて日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を予防するのに必要な訓練を計画されたい。(平18.4版 VOL3 問15)		
若年性認知症入居者受 入加算	0		加算		厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に該当する場合 <平成27年厚生労働省告示第95号42の4> 受け入れた若年性認知症利用者(介護保険法施行令第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要介護者又は要支援者となった者をいう。)ごとに個別の担当者を定めていること。		
医療機関連携加算	0		加算		看護職員が、利用者ごとに健康の状況を継続的に記録している場合において、当該利用者の同意を得て、協力医療機関(指定介護予防サービス基準第242条第1項に規定する協力医療機関をいう。)又は当該利用者の主治の医師に対して、当該利用者の健康の状況について月に1回以上情報を提供した場合		
口腔衛生管理体制加算		0	加算		厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に該当する場合 <平成27年厚生労働省告示第95号68> イ 事業所において歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、利用者の口腔ケア・マネジメントに係る計画が作成されていること。 ロ 人員基準欠如に該当していないこと。		
ロ腔・栄養スクリーニン グ加算	0		加算	1回につき20 単位	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合する指定介護予防特定施設の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング及び栄養状態のスクリーニングを行った場合ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しない。 <平成27年厚生労働省告示第95号42の6>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 イ 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態に関する情報(当該利用者の口腔の健康状態が低下しているおそれのある場合にあっては、その改善に必要な情報を含む。)を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。 ロ 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報(当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。)を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。 ハ 通所介護費等算定方法第5号、第7号から第9号まで、第19号、第21号及び第22号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。		

加算•減算名	実施	体制	þ	□算•減算	加算・減算適用要件	
科学的介護推進加算	0		加算	1月 40単位	次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防特定施設が、利用者に対し指定介護予防特定施設入居者生活介護を行った場合 (1) 利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。 (2) 必要に応じて介護予防特定施設サービス計画(指定介護予防サービス基準第247条第2号に規定する介護予防特定施設サービス計画をいう。)を見直すなど、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たって、(1)に規定する情報その他指定介護予防特定施設入居者生活介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。	
認知症専門ケア加算 I	0	0	加算	1日につき 3単位	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合しているものとして、都道府県知事に届け出た指定介護予防特定施設が、厚生労働大臣が定める者(平成27年厚生労働省告示第94号)に対し専門的な認知症ケアを行った場合ただし、認知症専門ケア加算 I を算定している場合においては、認知症専門ケア加算 I は算定しない。  〈平成27年厚生労働省告示第95号3の2イ〉次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 事業所又は施設における利用者、入所者又は入院患者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者(以下「対象者」という。)の占める割合が2分の1以上であること。 (2) 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合にあっては以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては1に当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。 (3) 当該事業所又は施設の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。 〈平成27年厚生労働省告示第94号87〉日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者	
認知症専門ケア加算Ⅱ	0	0	加算	1日につき 4単位	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合しているものとして、都道府県知事に届け出た指定介護予防特定施設が、厚生労働大臣が定める者(平成27年厚生労働省告示第94号)に対し専門的な認知症ケアを行った場合ただし、認知症専門ケア加算 II を算定している場合においては、認知症専門ケア加算 I は算定しない。  〈平成27年厚生労働省告示第95号3の2〉次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) イの基準のいずれにも適合すること。 (2) 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。 (3) 当該事業所又は施設における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。  〈平成27年厚生労働省告示第94号87〉日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者	

加算•減算名	実施	体制	þ	□算•減算	加算・減算適用要件	
サービス提供体制強化 加算(I)		0	加算	1日につき 22単位	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防特定施設が、指定介護予防特定施設入居者生活介護を行った場合ただし、サービス提供体制強化加算 I 及び皿は算定しない。 <平成27年厚生労働省告示第95号120イ〉次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 次のいずれかに適合すること。ただし、介護職員の総数の算定にあっては、第43号イ(1)ただし書の規定を準用する。(一)指定介護予防特定施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上であること。(二)指定介護予防特定施設の介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること。(2) 提供する指定介護予防特定施設入居者生活介護の質の向上に資する取組を実施していること。(3) 通所介護費等算定方法第19号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。	
サービス提供体制強化 加算(Ⅱ)		0	加算	1日につき 18単位	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防特定施設が、指定介護予防特定施設入居者生活介護を行った場合ただし、サービス提供体制強化加算 I 及び皿は算定しない。 〈平成27年厚生労働省告示第95号120ロ〉次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 指定介護予防特定施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上であること。ただし、介護職員の総数の算定にあっては、第43号イ(1)ただし書の規定を準用する。 (2) イ(3)に該当するものであること。	
サービス提供体制強化 加算(Ⅲ)	ービス提供体制強化 算(Ⅲ) 加 1日につき 6単位		1日につき 6単位	原生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防特定施設が、指定介護予防特定施設入居者生活介護を行った場合ただし、サービス提供体制強化加算Ⅱを算定している場合においては、サービス提供体制強化加算Ⅰ及びⅡは算定しない。 <平成27年厚生労働省告示第95号120ハ>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 次のいずれかに適合すること。ただし、介護職員、看護・介護職員又は職員の総数の算定にあっては、第43号イ(1)ただし書の規定を準用する。 (一)指定介護予防特定施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。 (二)指定介護予防特定施設の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上であること。 (三)指定介護予防特定施設入居者生活介護を入居者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。 (2) イ(3)に該当するものであること。		

加算•減算名	実施	体制	加	□算•減算	加算・減算適用要件
介護職員処遇改善加算 ( I )			加算	82/1000	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告予第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届出た指定介護予防特定施設が、利用者に対し、指定介護予防特定施設入居者生活介護を行った場合。ただし、介護職員処遇改善加算(I)を算定している場合においては、介護職員処遇改善加算(I)(II)は算定しない。  〈平成27年厚生労働省告示第95号121イ〉 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  〈介護職員処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 介護職員の遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善)という。)に要する費用の見込額(賃金改善に関う名計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講にいること。 (2) 指定訪問介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載したう能職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事に加力活法の知22年法律第679第252条 の19第1項の指定都市以下「指定都市」という。)及び同法第252条の22第1項の中核市以下「中核市」という。)にあっては、指定都市又は中核市の市長、第35号及び第65号を除き、以下同じ。)に届け出ていること。 (3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために介護職員の資金水準(本加算による賃金改善を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。 (4) 当該指定訪問介護事業所において、労働基準法(昭和47年法律第49号)、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、雇用保険法(昭和49年法律第116号)その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に必せられていないこと。 (5) 第定日が属する月の前12月間において、労働保険料(労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第10条第2項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。)の納付が適正に行われていること。 (6) 当該指定財団介護事業所において、労働保険料(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の形を含む、)を定めていること。 (一) 介護職員の同門における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 (一) 小護職員の行政の付けていること。 (三) (この居出に保る計画の期間中に実施する介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善にの内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善にの入び、通知のと解さ、(2) の選問の首に関いの対しに対していること。
介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)	0		加算	60/1000	<u>厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)</u> に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防特定施設が、利用者に対し、指定介護予防特定施設入居者生活介護を行った場合。ただし、介護職員処遇改善加算(Ⅱ)を算定している場合においては、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅲ)は算定しない。 〈平成27年厚生労働省告示第95号121口〉 イ(1)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

加算•減算名	実施	体制	)	끠算∙減算		加算•減算適用要件
介護職員処遇改善加算 (皿)		100	加算	33/1000	府県知事に届出た指定特定施設が、利用者に対し、ただし、介護職員処遇改善加算(Ⅲ)を算定している 〈平成27年厚生労働省告示第95号121ハ〉 (1) イ(1)から(6)まで及び(8)に掲げる基準に適合する(2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 (一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容 b aの要件について書面をもって作成し、全ての介記 (二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。	る場合においては、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅱ)は算定しない。 ること。 を等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。
	か。	介護職員処遇改善計画書や報告書に関する証拠書類として事業者から				加算における賃金改善を実施する期間であり、当該加算は平成24年4月から算定が可能となるため、その賃金改善実施期間についても原則4月(年度の途中で加算の算定を受ける場合、当該加算を受けた月)から翌年の3月までとなる。なお、交付金を受けている場合等により、賃金改善期間の重複が発生する等の理由がある場合は、賃金改善実施期間を6月から翌年5月までとするなど柔軟な対応をとられたい。(平24.3版 VOL267 問224)  労働基準法(昭和22年法律第49号)第89条に規定する就業規則や就業規則と別に作成している賃金・退職手当・臨時の賃金等に関する規程を想定している。(平24.3版
介護職員処遇改善加算 Q&A	介護職員処遇改善計画書、実績報告の様式を変更してもよいか。					VOL267 問225)  3月16日付け老発0316第2号通知で様式例をお示ししたとおりであり、指定権者をまたいで複数事業所を一括して法人単位で介護職員処遇改善計画書を作成することもあり、事務の簡素化の観点から、特段の事情のない限り同様式例を活用して頂きたい。(平24.3版 VOL267 問226)
	介 要 か		員の	資質向上の支持	受に関する計画には、具体的にどのような内容が必	当該計画については、特に基準等を設けておらず、事業者の運営方針や事業者が求める介護職員像及び介護職員のキャリア志向に応じて適切に設定されたい。また、計画の期間は必ずしも賃金改善実施期間と合致しなくても良い。なお、目標を例示すれば、次のようなものが考えられる (1) 利用者のニーズに応じた良質なサービス提供するために、介護職員が技術・能力(例:介護技術、コミュニケーション能力、協調性、問題解決能力、マネジメント能力等)の向上に努めること。 (2) 事業所全体での資格等(例:介護福祉士、介護職員基礎研修、訪問介護員研修等)の取得率向上 (平24.3版 VOL267 問227)
	ち、	イ(6)	の「労		る、厚生労働大臣が別に定める基準の内容のう 対が適正に行われていること」について具体的に内	加算の算定をしようとする事業所における従事者に対する労働保険の加入状況が適切に行われていることが必要となるため、労働保険保険関係成立届等の納入証明書(写)等を提出書類に添付する等により確認する。(平24.3版 VOL267 問228)

加算•減算名	実 体 加算・減算	I .	加算•減算適用要件			
	実績報告書の提出期限	はいつなのか	各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに、介護職員処遇改善実績報告書を提出する。 例:加算を算定する最後のサービス提供月が3月の場合、5月支払となるため、2か月後の7月末となる。(平24.3版 VOL267 問229)			
	キャリアパス及び労働係 も改めて提出を求める必	R険納付に関する確認資料は、交付金申請事業所から要があるか。	介護職員処遇改善交付金を受けている事業所について、都道府県に届出をする場合は、キャリアパス及び労働保険納付に関する確認資料に変更がない場合、省略を可能とする。 また、指定都市又は中核市については、都道府県から指定事務等の一環として、これらの確認資料を引き継ぐ場合については、省略を可能とする。 地域密着型サービスについて、新たに市町村に届出が必要となる場合については、都道府県に提出している資料と同様のものの提出が必要となる。 (平24、3版 VOI 267 間230)			
介護職員処遇改善加算 Q&A	労働に関する法令に違かに にして確認するのか。	<b>支し、罰金以上の刑に科せられていないことは、どのよう</b>	事業所の指定を行う際と同様に、届出を行う事業所に誓約書等の提出を求めることにより確認する。(平24.3版 VOL267 問232)			
	介護職員の任用の際に ような内容が必要か。	おける職責又は職務内容等の定めには、最低限、どの	職責や職務内容等については、特に基準等を設けておらず、事業者の運営方針等に 基づいて設定することが必要である。(平24.3版 VOL267 問233)			
	合は、改めて都道府県知	書の作成について、当該計画の内容が変更になった場 事等に届け出る必要があるのか。また、当該計画は、事 ことはできないと解してよろしいか。	加算を算定する際に提出した介護職員処遇改善計画書等に変更があった場合には、必要な事項を記載した変更の届出を行う。なお、加算取得に影響のない軽微な変更については、必ずしも届け出を行う必要はない。また、介護職員処遇改善計画は収入額・支出額等を各年度、見直しをする必要があるため、各年毎に作成することが必要である。 (平24.3版 VOL267 問235)			
	実績報告で賃金改善額 還する必要があるのか。	が加算額を下回った場合、これまでの交付金と同様、返	加算の算定要件は、賃金改善額が加算による収入額を上回ることであり、加算による収入額を下回ることは想定されないが、仮に加算による収入額を下回っている場合は、一時金や賞与として支給されることが望ましい。 なお、悪質な事例については、加算の算定要件を満たしていない不正請求として全額返還となる。(平24.3版 VOL267 問237)			
	期限までに実績報告が <sup>:</sup> となるのか。	行われない場合は、実施期間中の当該加算は全額返還	加算の算定要件で実績報告を行うことしており、指定権者が実績報告の提出を求める等の指導を行っているにも関わらず、実績報告の提出を行わない場合は、加算の算定要件を満たしていない不正請求として全額返還となる。(平24.3版 VOL267 問238)			
	うとする場合、3月中には	2月以降に請求することとなる、4月から加算を算定しよ 介護職員処遇改善計画書を作成して従業員に周知しな が短く対応ができないのではないか。	平成24年度に交付金の承認を受けていた介護サービス事業所等については、当該承認をもって、加算の算定要件を満たしたものとみなし、平成24年5月末までに、介護職員処遇改善計画書及び計画書添付書類を都道府県知事等に届出をすることで算定を可能とする経過措置を設定した。従って、この間に介護職員処遇改善計画書を作成し、都道府県知事等に届け出ることが必要である。(平24.3版 VOL267 問239)			

加算•減算名	実体施制	加算•減算		加算•減算適用要件
	加算は、 る介護職		するため, 介護職員処遇改善加算の算定要件であ や実績報告書は、(法人単位ではなく)事業所ごとに	加算は、事業所毎に算定をするため事業所毎の届出が原則となるが、介護サービス事業所等を複数有する介護サービス事業者等(法人である場合に限る。)である場合や介護サービス事業所等ごとの届出が実態に鑑み適当でない場合、介護職員処遇改善計画書は、当該介護サービス事業者等が一括して作成することができる。また、同一の就業規則により運営されている場合に、地域ごとや介護サービスごとに作成することができる。(平24.3版 VOL267 問240)
介護職員処遇改善加算			を単独事業所で作成する場合や同一県内の複数事 など、どの様式で届け出ればよいか。	介護職員処遇改善計画書は全ての事業所で作成(複数事業所を一括で作成可能)する必要があり、複数事業所を一括で作成する場合、事業所の一覧(添付資料1)、都道府県状況一覧(添付資料2)、市町村状況一覧(添付資料3)を添付することとしている。単独の事業所で介護職員処遇改善計画書を作成する場合は、添付書類は必要なく、同一県内の複数事業所を一括で作成する場合は、事業所一覧(添付資料1)と市町村状況一覧(添付資料3)が添付資料として必要になる。(平24.3版 VOL267 問241)
Q&A		員処遇改善加算は、 反映されるのか。	区分支給限度基準額に反映しないとありますが、利	介護職員処遇改善加算は、区分支給限度基準額の算定には含まない。また、利用者には通常の介護報酬算出方式に基づき算出した額の1割を請求することになる。(平24.3版 VOL267 問242)
	告書を都定 ことを証す 給付費算	道府県知事等に提 「るため、計画書や」 定に係る体制等状	算定要件として,介護職員処遇改善計画書や実績報 出することとなっているが,当該要件を満たしている 実績報告書の提出を受けた都道府県知事は,(介護 況一覧表の「受理通知」は送付しているがそれとは 終所に送付する必要があるのか。	実施することが必要である。(平24.3版 VOL267 問243)
			Fは複数の給与項目で実施できたが、加算において 金で改善してもよいのか。	介護職員処遇改善計画書には、増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類(基本給、手当、賞与又は一時金等)等を記載することとしているが、基本給で実施されることが望ましい。(平24.3版 VOL267 問245)
		事業と同様に、賃金 象としないことは可	改善は常勤、非常勤等を問わず、また、一部の介護 能か。	介護職員処遇改善加算の算定要件は、賃金改善に要する額が加算による収入を上回ることであり、事業所(法人)全体での賃金改善が要件を満たしていれば、一部の介護職員を対象としないことは可能である。(平24.3版 VOL267 問246)
	護職員処	遇改善加算ではどの	護職員処遇改善交付金を受けていた事業所は、介の様にみなされるのか。介護職員処遇改善交付金との取得を辞退する場合はどの様な手続きが必要か。	平成24年当初の特例については、介護職員処遇改善交付金を受けている事業所については、平成24年4月 1日から下記の加算を算定する事業所とみなすこととなる。ただし、平成24年5月末日までに届出に関する書類を指定権者に提出する必要がある。また、加算の要件を交付金の時と変更する場合や新規に加算を取得する場合は、新規の届出が必要になり、加算の取得を辞退する場合は、その旨の届出が必要である。
				介護職員処遇改善交付金 介護職員処遇改善加算 100% ⇒ 加算(I) 90% ⇒ 加算(I) 80% ⇒ 加算(II) (平24.3版 VOL267 問247)

加算•減算名	実体加算・減算		加算•減算適用要件
		端数が生じた場合、どのように取り扱うのか。また 満はどのように取り扱うのか。	通常の介護報酬における単位の計算と同等に、一単位未満の端数を四捨五入し、現行の他の加算と同様になる。また、利用者負担についても現行の他の加算と同様に、介護職員処遇改善加算額から保険請求額等を減じた額となる。 ※ なお、保険請求額は、1円未満の端数切り捨てにより算定する。 (平24.3版 VOL273 問41)
介護職員処遇改善加算 Q&A	介護報酬総単位数が区分支 加算はどのように算定するのか	給限度基準額を超えた場合、介護職員処遇改善 <sup>い</sup> 。	介護職員処遇改善加算は、サービス別の介護報酬総単位数にサービス別の加算率を乗じて算出する。 その上で、利用者負担を算出する際には、まず介護報酬総単位数が区分支給限度基準額を超えているか否かを確認した上で超えている場合には、超過分と当該超過分に係る加算は保険給付の対象外となる。(平24.4版 VOL284 問12)
		分支給限度基準額を超えた場合、どのサービスを 扱いとするのか。また、それは誰がどのように判	これまでの取扱いと同様に、いずれのサービスを区分支給限度基準額超過の取扱いとしても構わない。また、ケアプラン作成時に、ケアマネジャーがどのサービスを区分支給限度基準額超過とするかについて判断する。(平24.4版 VOL284 問13)
	賃金改善実施期間は、加算の	D算定月数より短くすることは可能か。	加算の算定月数と同じ月数とすること。(平24.4版 VOL284 問14)
			賃金改善実施期間は原則4月から翌年3月までの1年間とすることとしているが、6月からの1年間として取扱うことも可能である。(平24.4版 VOL284 問15)
	介護職員処遇改善実績報告 求分に係る加算総額を記載す	書の「介護職員処遇改善加算総額」欄には保険請 るのか。	保険請求分に係る加算額(利用者1割負担分を含む)と区分支給限度基準額を超えたサービスに係る加算額を合算した額を記載することとし、その内訳が分かるようにすること。(平24.4版 VOL284 問16)
	地域密着型サービスの市町村 の算定における介護報酬総単		介護報酬総単位数に含める取扱いとなる。(平24.4版 VOL284 問17)
	職員処遇改善加算(I)が新設員処遇改善加算(I)を同時に	日相当の上乗せが行われることとなっており、介護されたが、介護職員処遇改善加算(I)と介護職取得することによって上乗せ分が得られるのか、改善加算(I)のみを取得すると上乗せ分も得られ	新設の介護職員処遇改善加算(以下「処遇改善加算」という。)(I)に設定されているサービスごとの加算率を1月当たりの総単位数に乗じることにより、月額2万7千円相当の加算が得られる仕組みとなっており、これまでに1万5千円相当の加算が得られる区分を取得していた事業所・施設は、処遇改善加算(I)のみを取得することにより、月額1万2千円相当の上乗せ分が得られる。 なお、処遇改善加算(I)~(IV)については、いずれかの区分で取得した場合、当該区分以外の処遇改善加算は取得できないことに留意すること。(平27.2 VOL471 問36)

加算•減算名	実体加算・減算施制		加算•減算適用要件
介護職員処遇改善加算 Q&A			キャリアパス要件については、 ① 職位、職責、職務内容等に応じた任用等の要件と賃金体系を定めること等(キャリアパス要件 I) ② 資質向上のための具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保していること等(キャリアパス要件 I) があり、処遇改善加算(II)については、キャリアパス要件 I かキャリアパス要件 II のいずれかの要件を満たせば取得可能であるのに対して、処遇改善加算(I)については、その両方の要件を満たせば取得可能となる。また、職場環境等要件については、実施した処遇改善加算(I)については、平成20年10月から実施した取組が対象であるのに対して、処遇改善加算(I)については、平成27年4月から実施した取組が対象であるのに対して、処遇改善加算(I)については、平成27年4月から実施した取組が対象となる。なお、処遇改善加算(I)の職場環境等要件について、平成27年9月末までに届出を行う場合には、実施予定である処遇改善(賃金改善を除く。)の内容を全ての介護職員に周知していることをもって、要件を満たしたものとしている。(平27.2 VOL471 問37)
	事業者が加算の算定額に著の基準点はいつなのか。		賃金改善は、加算を取得していない場合の賃金水準と、加算を取得し実施される賃金水準の改善見込額との差分を用いて算定されるものであり、比較対象となる加算を取得していない場合の賃金水準とは、以下のとおりである。なお、加算を取得する月の属する年度の前年度に勤務実績のない介護職員については、その職員と同職であって、勤続年数等が同等の職員の賃金水準と比較する。〇平成26年度以前に加算を取得していた介護サービス事業者等の介護職員の場合、次のいずれかの賃金水準・加算を取得する直前の時期の賃金水準(介護職員処遇改善交付金(以下「交付金」という。)を取得していた場合は、交付金による賃金改善の部分を除く。)・加算を取得する月の属する年度の前年度の賃金水準(加算の取得による賃金改善の部分を除く。)〇平成26年度以前に加算を取得していない介護サービス事業者等の介護職員の場合加算を取得する月の属する年度の前年度の賃金水準(平27.2 VOL471 問38)
	取組」とは、具体的にどのよまた、処遇改善加算(I)を て実施している処遇改善のりのと取り扱ってよいか。 更に、過去に実施した賃金	取得するに当たって、平成27年4月以前から継続し 内容を強化・充実した場合は、算定要件を満たしたも 改善以外の処遇改善の取組と、成27年4月以降に実 は、届出書の中でどのように判別するのか。	職場環境等要件を満たすための具体的な事例は、平成27年3月31日に発出された老発0331第34号の別紙様式2の(3)を参照されたい。また、処遇改善加算(I)を取得するに当たって平成27年4月から実施した賃金改善以外の処遇改善の取組内容を記載する際に、別紙様式2の(3)の項目について、平成20年10月から実施した当該取組内容と重複することは差し支えないが、別の取組であることが分かるように記載すること。例えば、平成20年10月から実施した取組内容として、介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットを導入し、平成27年4月から実施した取組内容として、同様の目的でリフト等の介護機器等を導入した場合、別紙様式2の(3)においては、同様に「介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入」にチェックすることになるが、それぞれが別の取組であり、平成27年4月から実施した新しい取組内容であることから、その他の欄にその旨が分かるように記載すること等が考えられる。(平27.2 VOL471 問39)

加算•減算名	実 体 加算・減算		加算•減算適用要件
介護職員処遇改善加算	一時金で処遇改善を行う場 する(支給日前に退職した者	場合、「一時金支給日まで在籍している者のみに支給 ドには全く支払われない)」という取扱いは可能か。	処遇改善加算の算定要件は、賃金改善に要する額が処遇改善加算による収入を上回ることであり、事業所(法人)全体での賃金改善が要件を満たしていれば、一部の介護職員を対象としないことは可能である。 ただし、この場合を含め、事業者は、賃金改善の対象者、支払いの時期、要件、賃金改善額等について、計画書等に明記し、職員に周知すること。 また、介護職員から加算に係る賃金改善に関する照会があった場合は、当該職員についての賃金改善の内容について書面を用いるなど分かりやすく説明すること。(平27.2 VOL471 問40)
Q&A	介護予防訪問介護と介護	予防通所介護については、処遇改善加算の対象サー 業へ移行した場合、処遇改善加算の取扱いはどのよ	介護予防・日常生活支援総合事業に移行した場合には、保険給付としての同加算は取得できない取扱いとなる。(平27.2 VOL471 問41)
	善」に関して、下記の取組にか。 ① 法人で受講を認めた研介護職員の賃金に上乗せし ② 研修に関する交通費にすること。 ③ 介護職員の健康診断費	て支給すること。	処遇改善加算を取得した介護サービス事業者等は、処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善の実施と併せて、キャリアパス要件や職場環境等要件を満たす必要があるが、当該取組に要する費用については、算定要件における賃金改善の実施に要する費用に含まれない。 当該取組に要する費用以外であって、処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を行うための具体的な方法については、労使で適切に話し合った上で決定すること。(平27.2 VOL471 問42)
	職員の賃金改善の基準点の付金を取得していた場合は、 直前の時期とは、具体的にし	善加算を取得していた介護サービス事業者等の介護 )1つに「加算を取得する直前の時期の賃金水準(交 、交付金による賃金改善の部分を除く。)」とあるが、 いつまでを指すのか。交付金を受けていた事業所に 能となる前の平成21年9月以前の賃金水準を基準点	平成26年度以前に従来の処遇改善加算を取得していた介護サービス事業者等で、交付金を受けていた事業所の介護職員の賃金改善に当たっての「直前の時期の賃金水準」とは、平成24年度介護報酬改定Q&A(vol.1)(平成24年3月16日)処遇改善加算の問223における取扱いと同様に、平成23年度の賃金水準(交付金を取得していた場合は、交付金による賃金改善の部分を除く。)をいう。したがって、平成24年度介護報酬改定における取扱いと同様に、交付金が取得可能となる前の平成21年9月以前の賃金水準を賃金改善の基準点とすることはできない。(平27.2 VOL471 問43)
	量的要件)について、2つ以しい処遇改善加算を取得する	るに当たって、平成27年4月から実施した処遇改善	職場環境等要件(旧定量的要件)について、2つ以上の取組を実施した旨を過去に申請していたとしても、あくまでも従来の処遇改善加算を取得するに当たっての申請内容であることから、今般、新しい処遇改善加算を取得するに当たっては、平成27年4月から実施した処遇改善(賃金改善を除く。)の内容を全ての介護職員に対して、新たに周知する必要がある。 なお、その取組内容を記載する際に、別紙様式2の(3)の項目の上で、平成20年10月から実施した当該取組内容と重複することは差し支えないが、別の取組であることが分かるように記載すること。(平27.2 VOL471 問44)
	といったカテゴリー別に例示	、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」、「その他」 が挙げられているが、処遇改善加算を取得するに当 いて1つ以上の取組を実施する必要があるのか。	あくまでも例示を分類したものであり、例示全体を参考とし、選択したキャリアパスに関する要件と明らかに重複する事項でないものを1つ以上実施すること。(平27.2 VOL471 問45)

加算•減算名	実体	加算・減算		
	として、 給が行 前の賃	リ 27年度に処遇改善加算 平成26年度の賃金水 われた場合、前年度と	「を取得するに当たって、賃金改善に係る比較時点 準と比較する場合であって、平成26年度中に定期昇 なる平成26年度の賃金水準については、定期昇給 期昇給後の賃金水準となるのか、又は年度平均の	前年度の賃金水準とは、前年度に介護職員に支給した賃金総額や、前年度の介護職員一人当たりの賃金月額である。(平27.2 VOL471 問46)
	今般、 当する 定要件 ① 過	、処遇改善加算を新しく 賃金改善分について、 にある当該賃金改善分 去に自主的に実施した	(取得するに当たって、処遇改善加算の算定額に相以下の内容を充てることを労使で合意した場合、算分とすることは差し支えないか。 賃金改善分 て実施された賃金改善分	賃金改善は、加算を取得していない場合の賃金水準と、加算を取得し実施される賃金水準の改善見込額との差分を用いて算定されるものであり、比較対象となる加算を取得していない場合の賃金水準とは、平成26年度以前に加算を取得していた介護サービス事業者等の介護職員の場合、次のいずれかの賃金水準としている。・加算を取得する直前の時期の賃金水準(交付金を取得していた場合は、交付金による賃金改善の部分を除く。)・加算を取得する月の属する年度の前年度の賃金水準(加算の取得による賃金改善の部分を除く。)したがって、比較対象となる加算を取得していない場合の賃金水準と比較して、賃金改善が行われていることが算定要件として必要なものであり、賃金改善の方法の一つとして、当該賃金改善分に、過去に自主的に実施した賃金改善分や、定期昇給等による賃金改善分を含むことはできる。(平27.2 VOL471 問47)
	算定すては、と	るために必要な「加算: どのような取扱いとなる	のか。	賃金改善に係る比較時点に関して、加算を取得していない場合の賃金水準とは、平成26年度以前に処遇改善加算を取得していた場合、以下のいずれかの賃金水準となる。・処遇改善加算を取得する直前の時期の賃金水準(交付金を取得していた場合は、交付金による賃金改善の部分を除く。) ・処遇改善加算を取得する月の属する年度の前年度の賃金水準(加算の取得による賃金改善の部分を除く。) 平成26年度以前に処遇改善加算を取得していない場合は、処遇改善加算を取得する月の属する年度の前年度の賃金水準となる。また、事務の簡素化の観点から、平成27年3月31日に発出された老発0331第34号の2(3)①口のただし書きによる簡素な計算方法により処遇改善加算(I)を取得する場合の「加算を取得していない場合の賃金の総額」は、処遇改善加算(I)を取得する場合の「加算を取得していない場合の賃金の総額であって、従来の処遇改善加算(I)を取得し実施された賃金の総額となる。このため、例えば、従来の処遇改善加算(I)を取得していた場合であって、平成27年度に処遇改善加算(I)を初めて取得し、上記のような簡素な計算方法によって、平成28年度も引き続き処遇改善加算(I)を取得するに当たっての「加算を取得していない場合の賃金の総額」の時点は、平成26年度の賃金の総額となる。(平27.2 VOL471 間4
	介護	職員が派遣労働者の場	引合であっても、処遇改善加算の対象となるのか。 	介護職員であれば派遣労働者であっても、処遇改善加算の対象とすることは可能であり、賃金改善を行う方法等について派遣元と相談した上で、介護職員処遇改善計画書や介護職員処遇改善実績報告書について、対象とする派遣労働者を含めて作成すること。(平27.2 VOL471 問49)
介護職員処遇改善加算 Q&A		27年度から新たに介護 取得は可能か。	サービス事業所・施設を開設する場合も処遇改善	新規事業所・施設についても、加算の取得は可能である。この場合において、介護職員処遇改善計画書には、処遇改善加算を取得していない場合の賃金水準からの賃金改善額や、賃金改善を行う方法等について明確にすることが必要である。 なお、方法は就業規則、雇用契約書等に記載する方法が考えられる。(平27.2 VOL471 問50)

加算•減算名	実体施制	加算•減算		加算•減算適用要件
	介護聙	は 員処遇改善加算の りょう	■出は毎年必要か。平成27年度に加算を算定して を算定する場合、再度届け出る必要があるのか。	介護職員処遇改善加算を算定しようとする事業所が前年度も加算を算定している場合、介護職員処遇改善計画書は毎年提出する必要があるが、既に提出された計画書添付書類については、その内容に変更(加算取得に影響のない軽微な変更を含む)がない場合は、その提出を省略させることができる。(平27.2 VOL471 問51)
	~(IV)と 算定に係	となるが、既存の届出 系る介護給付費算定	~(Ⅲ)については、改正後には処遇改善加算(Ⅱ) は内容に変更点がない場合であっても、介護給付費 等体制届出書の提出は必須か。	介護給付費算定に係る体制状況一覧については、その内容に変更がある場合は届出が必要になるが、各自治体の判断において対応が可能であれば、届出書は不要として差し支えない。(平27.2版 VOL471 問52)
	月の前月	目までに実施した介護	要件に、「平成27年4月から(2)の届出の日の属する 隻職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知 善加算(I)は平成27年4月から算定できないのか。	処遇改善加算(I)の職場環境等要件について、平成27年9月末までに届出を行う場合には、実施予定である処遇改善(賃金改善を除く。)の内容を全ての介護職員に周知していることをもって、要件を満たしたものとしている。(平27.2 VOL471 問53)
	から処退	B改善加算を取得する	取得していない事業所・施設も含め、平成27年4月 るに当たって、介護職員処遇改善計画書や介護給付 の必要な書類の提出期限はいつ頃までなのか。	平成27年4月から処遇改善加算を取得しようとする介護サービス事業者等は、4月15日までに介護職員処遇改善計画書の案や介護給付費算定に係る体制等に関する届出を都道府県知事等に提出し、4月末までに確定した介護職員処遇改善計画書及び計画書添付書類を提出する必要がある。(平27.2 VOL471 問54)
			において、平成26年度まで処遇改善加算を取得して 『添付書類(就業規則等)の省略を行ってよいか。	前年度に処遇改善加算を算定している場合であって、既に提出された計画書添付書類に関する事項に変更がない場合は、各自治体の判断により、その提出を省略して差し支えない。(平27.2 VOL471 問55)
	善実施期	期間の介護職員の賃	賞与を引き下げることで、あらかじめ設定した賃金改金が引き下げられた場合の取扱いはどうなるのか。の提出が必要となるのか。	処遇改善加算を用いて賃金改善を行うために一部の賃金項目を引き上げた場合であっても、事業の継続を図るために、賃金改善実施期間の賃金が引き下げられた場合については、特別事情届出書を届け出る必要がある。 なお、介護職員の賃金水準を引き下げた後、その要因である特別な状況が改善した場合には、可能な限り速やかに介護職員の賃金水準を引下げ前の水準に戻す必要がある。 また、その際の特別事情届出書は、以下の内容が把握可能となっている必要がある。・処遇改善加算を取得している介護サービス事業所等の法人の収支(介護事業による収支に限る。)について、サービス利用者数の大幅な減少等により経営が悪化し、一定期間にわたって収支が赤字である、資金繰りに支障が生じる等の状況にあることを示す内容
介護職員処遇改善加算 Q&A				・介護職員の賃金水準の引下げの内容 ・当該法人の経営及び介護職員の賃金水準の改善の見込み ・介護職員の賃金水準を引き下げることについて、適切に労使の合意を得ていること等 の必要な手続きを行った旨 (平27 2 VOI 471 問56)
			が引き下げられた場合であっても、加算の算定額以 いれば、特別事情届出書は提出しなくてもよいのか。	処遇改善加算は、平成27年3月31日に発出された老発0331第34号の2(2)②の賃金 改善に係る比較時点の考え方や、2(3)①口のただし書きによる簡素な計算方法の比較 時点の考え方に基づき、各事業所・施設が選択した「処遇改善加算を取得していない場 合の賃金水準」と比較し、処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善の実施を求めるも のであり、当該賃金改善が実施されない場合は、特別事情届出書の提出が必要である。 (平27.2 VOL471 問57)

加算•減算名	実 体 加算・減算		加算•減算適用要件
	一部の職員の賃金水準を引	き下げたが、一部の職員の賃金水準を引き上げた 員全体の賃金水準は低下していない場合、特別事 いか。	一部の職員の賃金水準を引き下げた場合であっても、事業所・施設の介護職員全体の賃金水準が低下していない場合は、特別事情届出書を提出する必要はない。ただし、事業者は一部の職員の賃金水準を引き下げた合理的な理由について労働者にしっかりと説明した上で、適切に労使合意を得ること。(平27.2 VOL471 問58)
		i連動型の賞与や手当が減額された結果、賃金改善 られた場合、特別事情届出書の提出は必要なのか。	てはならないため、業績連動型の賞与や手当が減額された結果、賃金改善実施期間の賃金が引き下げられた場合、特別事情届出書の提出が必要である。(平27.2 VOL4 71 問59)
		やわらず経営の効率化を図るといった理由や、介護 として、特別事情届出書を届け出ることが可能か。	特別事情届出書による取扱いについては、事業の継続を図るために認められた例外的な取扱いであることから、事業の継続が可能にもかかわらず経営の効率化を図るといった理由で、介護職員の賃金水準を引き下げることはできない。また、特別事情届出書による取扱いの可否については、介護報酬改定のみをもって一律に判断されるものではなく、法人の経営が悪化していること等の以下の内容が適切に把握可能となっている必要がある。 ・処遇改善加算を取得している介護サービス事業所等の法人の収支(介護事業による収支に限る。)について、サービス利用者数の大幅な減少等により経営が悪化し、一定期間にわたって収支が赤字である、資金繰りに支障が生じる等の状況にあることを示す内容・介護職員の賃金水準の引下げの内容・当該法人の経営及び介護職員の賃金水準の改善の見込み・介護職員の賃金水準を引き下げることについて、適切に労使の合意を得ていること等の必要な手続きを行った旨(平27.2 VOL471 問60)
介護職員処遇改善加算 Q&A	し、事業の継続を図るために	するに当たってあらかじめ特別事情届出書を提出 、介護職員の賃金水準(加算による賃金改善分を除 善を行う予定であっても、当該加算の取得は可能な	特別事情届出書を届け出ることにより、事業の継続を図るために、介護職員の賃金水準(加算による賃金改善分を除く。)を引き下げた上で賃金改善を行うことが可能であるが、介護職員の賃金水準を引き下げた後、その要因である特別な状況が改善した場合には、可能な限り速やかに介護職員の賃金水準を引下げ前の水準に戻す必要があることから、本取扱いについては、あくまでも一時的な対応といった位置付けのものである。したがって、新しい処遇改善加算を取得するに当たってあらかじめ特別事情届出書を提出するものではなく、特別な事情により介護職員処遇改善計画書に規定した賃金改善を実施することが困難と判明した、又はその蓋然性が高いと見込まれた時点で、当該届出書を提出すること。(平27.2 VOL471 問61)
		介護職員の賃金水準(加算による賃金改善分を除善 善を行う場合、賃金水準の引下げに当たっての比	平成27年3月31日に発出された老発0331第34号の2(2)②の賃金改善に係る比較時点の考え方や、2(3)①口のただし書きによる簡素な計算方法の比較時点の考え方に基づき、各事業所・施設が選択した「処遇改善加算を取得していない場合の賃金水準」と比較すること。(平27.2 VOL471 問62)
	キャリアパス要件Ⅲと既存の	Dキャリアパス要件 I との具体的な違い如何。	キャリアパス要件 I については、職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備することを要件としているが、昇給に関する内容を含めることまでは求めていないものである。一方、新設する介護職員処遇改善加算(以下「加算」という。)の加算(I)(以下「新加算(I)」という。)の取得要件であるキャリアパス要件皿においては、経験、資格又は評価に基づく昇給の仕組みを設けることを要件としている。(平29.3 問1)

加算•減算名	実 体 加算・減算		加算•減算適用要件
	昇給の仕組みとして、それぞ	デれ『①経験 ②資格 ③評価のいずれかに応じた昇 ら記載があるが、これらを組み合わせて昇給の要	お見込みのとおりである。(平29.3 問2)
	昇給の方式については、手	当や賞与によるものでも良いのか。	昇給の方式は、基本給による賃金改善が望ましいが、基本給、手当、賞与等を問わない。(平29.3 問3)
		組みを設定する場合において、「介護福祉士資格を t業する者についても昇給が図られる仕組みである 的にはどのような仕組みか。	本要件は、介護福祉士の資格を有して事業所や法人に雇用される者がいる場合があることを踏まえ、そのような者も含めて昇給を図る観点から設けているものであり、例えば、介護福祉士の資格を有する者が、介護支援専門員の資格を取得した場合に、より高い基本給や手当が支給される仕組みなどが考えられる。(平29.3 問4)
	キャリアパス要件皿による昇 キャリアパス要件皿による昇紀	昇給の仕組みについて、非常勤職員や派遣職員は 給の仕組みの対象となるか。	キャリアパス要件Ⅲによる昇給の仕組みについては、非常勤職員を含め、当該事業所 や法人に雇用される全ての介護職員が対象となり得るものである必要がある。また、介 護職員であれば派遣労働者であっても、派遣元と相談の上、介護職員処遇改善加算の 対象とし、派遣料金の値上げ分等に充てることは可能であり、この場合、計画書・実績報 告書は、派遣労働者を含めて作成することとしている。新加算(I)の取得に当たっても 本取扱いに変わりはないが、キャリアパス要件Ⅲについて、派遣労働者を加算の対象と する場合には、当該派遣職員についても当該要件に該当する昇給の仕組みが整備され ていることを要する。(平29.3 問5)
介護職員処遇改善加算 Q&A	キャリアパス要件Ⅲの昇給C はどのようなものが含まれるC	の基準として「資格等」が挙げられているが、これに のか。	「介護福祉士」のような資格や、「実務者研修修了者」のような一定の研修の修了を想定している。また、「介護福祉士資格を有して当該事業所や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組み」については、介護職員として職務に従事することを前提としつつ、介護福祉士の資格を有している者が、「介護支援専門員」や「社会福祉士」など、事業所が指定する他の資格を取得した場合に昇給が図られる仕組みを想定している。また、必ずしも公的な資格である必要はなく、例えば、事業所等で独自の資格を設け、その取得に応じて昇給する仕組みを設ける場合も要件を満たし得る。ただし、その場合にも、当該資格を取得するための要件が明文化されているなど、客観的に明らかとなっていることを要する。(平29.3 問6)
		こ昇給を判定する仕組み』とあるが、一定の基準と 指すのか。また、「定期に」とは、どの程度の期間ま	昇給の判定基準については、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。また、判定の時期については、事業所の規模や経営状況に応じて設定して差し支えないが、明文化されていることが必要である。(平29.3 問7)
		け昇給の仕組みを設けたが、それによる賃金改善総下回る場合、要件は満たさないこととなるのか。	キャリアパス要件皿を満たす昇給の仕組みによる賃金改善では加算の算定額に満たない場合においても、当該仕組みによる賃金改善を含め、基本給、手当、賞与等による賃金改善の総額が加算の算定額を上回っていればよい。(平29.3 問8)
		注規則等の変更を行う際、役員会等の承認を要する 該承認が計画書の提出期限の4月15 日までに間 を算定できないのか。	計画書に添付する就業規則等について、平成29年度については、4月15日の提出期限までに内容が確定していない場合には、その時点での暫定のものを添付することとしてよい。ただし、その内容に変更が生じた場合、確定したものを6月30日までに指定権者に提出すること。(平29.3問9)

加算•減算名	実 体 加算・減算		加算•減算適用要件
	平成29 年4月15 日までに 会等 の承認が得られなかった場合 できな いのか。 介護職員処遇改善加算に係	暫定のものとして添付した就業規則等につき、役員 なや、内容に変更が生じた場合、新加算(I)は算定 系る加算率について、今回の改定後の介護職員処遇 が改定前と変わっているのはなぜか。	事業所や法人内部において承認が得られなかった場合や、内容に変更が生じ、結果としてキャリアパス要件Ⅲを満たさない場合については、新加算(I)は算定できないが、新加算(I)以外の区分の算定要件を満たしていれば、変更届を提出の上、当該区分の加算を取得できる。また、内容の変更が軽微で、変更後の内容がキャリアパス要件Ⅲを満たす内容であれば、変更届の提出を要することなく、新加算(I)を取得できる。(平29.3問10) 新加算(I)の創設に伴い、最新の介護職員数と費用額の数値に基づき、介護職員処遇改善加算(II)及び(II)の加算率を改めて設定し直したものであり、介護職員1人当たりの賃金改善額として見込んでいる金額(27,000円相当、15,000円相当)が変わったものではない。(平29.3問11)
介護職員処遇改善加算 Q&A	賃金の総額)及び基準額3(なているが、実績報告書の提出 でいるが、実績報告書の提出 じた場合について、どのように	出時において、基準額1、2及び3に変更の必要が生 に対応すればよいか。	当該年度において、勤続年数が長い職員が退職し、職員を新規採用したこと等により、前年度と職員構成等が変わった場合や賃金改善実施期間が処遇改善計画書策定時点と変わった場合等に、処遇改善計画書に記載した前年度の賃金の総額が、②と比較するに当たっての基準額として適切ではなくなる場合がある。通常は、処遇改善計画書の変更の届出を行い、基準額1、2の額を推計することにより修正することとなるが、この場合は、実績報告書の提出時において、変更前後の基準額と合理的な変更理由を説明することで差し支えない。(令和2年度実績報告書においては、説明方法は問わないが、令和3年度においては、「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和3年3月16日老発0316第4号)でお示しした実績報告書(様式3-1)の「⑥その他」に記載されたい。)なお、これは、基準額3についても同様であるとともに、推計方法は、令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(令和3年3月19日)問22を参考にされたい。②処遇改善加算又は特定加算による賃金改善を含めた当該年度の賃金の総額について経営状況等が変わった場合サービス利用者数の減少などにより経営が悪化し、一定期間収支が赤字である、資金繰りに支障が生じる等の状況により、賃金水準を引き下げざるを得ない場合は、特別事情届出書を届け出ることで、計画書策定時点と比較し「加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額」が減少し、実績報告書において賃金改善所要額が加算総額を下回ることも差し支えない。なお、賃金水準を引き下げた要因である特別な状況が改善した場合には、平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.2)(平成27年4月30日)問56のとおり、可能な限り速やかに賃金水準を引下げ前の水準に戻す必要があること。(令和3年度 VOL993 問1)
	グ	:おいて、処遇改善加算の「本年度の加算の総額」の とされているが、どのような記載が可能か。	記載に当たっては、原則として、各グループに実際の配分された額の記載を求めているが、処遇改善加算について、経験・技能のある介護職員(A)と他の介護職員(B)で区別せず配分しており、この内訳が詳細に把握できない場合には、(A)(B)間の人数比等により推計し記載することも可能であること。なお、特定加算を算定していない事業所については、別紙様式3-2の処遇改善加算のグループ別内訳の欄の記載は不要である。(令和3年度 VOL993 問2)

加算•減算名	実 体 加算・減算		加算•減算適用要件
			原則、特定加算による賃金改善分について配分ルールを満たしていることが必要。そのため、特定加算の配分ルールを計算する際は、別紙様式3-1において賃金改善所要額に独自の改善額を含めず、特定加算のみによる賃金改善額を記載することが可能であり、別紙様式3-2においては、 - 本年度の賃金の総額の欄に、独自の賃金改善額を控除した額を記載するか、本年度の加算の総額の欄に、独自の賃金改善額を記載することが可能。なお、別紙様式3-1において賃金改善所要額に独自の改善を含んだ額を記載することを妨げるものではない。また、処遇改善計画書の作成時においては、特定加算の平均の賃金改善額の配分ルールを満たしており、事業所としても適切な配分を予定していたものの、職員の急な退職や独自の賃金改善の実施等によりやむを得ず、各グループに対して計画書通りの賃金改善を行うことができなくなった結果、配分ルールを満たすことができなかった場合については、令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(令和3年3月19日)問24も参照されたい。
	度の加算の総額について、賃 外で設定している事業所にお 支払われた賃金の総額及びが 一括して処遇改善計画書及び ごとに賃金改善実施期間が 可能か。	び3-2に記載する本年度の賃金の総額及び本年 金改善実施期間を4月から翌年3月までの期間以 いては、事業所ごとの賃金改善実施期間において 加算の総額を記載することが可能か。また、法人で が実績報告書を作成している法人において、事業所 はなる場合等、賃金改善実施期間を変更することは	実績報告書において、事業所ごとの賃金改善実施期間において支払われた賃金の総額及び加算の総額を記載することが可能である。事業所毎の状況を記載するに当たり、例えば、賃金改善実施期間については、合理的な理由がある場合に変更することも可能であり、令和2年度は今和2年7月~令和3年6月を賃金改善実施期間として設定していた事業者が、令和3年度から令和3年4月~令和4年3月に変更しようとする場合、令和2年度の処遇改善計画書の賃金改善実施期間を変更する届出を行い、令和2年7月~令和3年3月の9ヵ月に短縮することも考えられること。なお、計算方法としては、例えば以下の方法が想定されること。 - 基準額1・2については、原則として、「加算を取得する前年の1月から12月までの12か月間の(介護職員の)賃金の総額」を記入することとしているが、この場合、「加算を取得する前年の1月から12月までの12か月間の(介護職員の)賃金の総額」から12を除して、変更した期間(上記の場合は9か月間)の月数を掛けて得られた額を記載することとし、 - 処遇改善計画書別紙様式2-1の(1)④ ii)(イ)及び(ウ)、(2)⑥ ii)(イ)及び(ウ)については、原則として、都道府県国民健康保険団体連合会から通知される「介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」に基づき記載することとしているが、この場合、12か月間の加算の総額から12を除して、変更した期間(上記の場合は9か月間)の月数を掛けて得られた額を記載することとする。 (令和3年度 VOL993 間4)

加算•減算名	実施	体制	加算•減算	加算・減算適用要件
介護職員等特定処遇改善加算(I)	0		加 18/1000	別に厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防特定施設入居者介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防特定施設入居者生活介護介護を行った場合ただし、介護職員等特定処遇改善加算(I)と算定している場合においては、介護職員等特定処遇改善加算(I)は算定しない。 < (平成27年厚生労働省告示第95号121の2イ)次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の写金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を請じていること。(一経験・技能のある介護職員の方も1人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を主要する費用の見込額がり額であることをの関いでないこと。(二) 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所における経験・技能のある介護職員と除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均を1の取りでないこと。(二) 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所における経験・技能のある介護職員と除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均で2倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が入意職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の平均賃金額を1上回らない場合はその限りでないこと。(2)当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業の部議員の外遇改善の見公報が年額440万円を上回らないこと。(2)当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業の離議を図るために当該事業所の職員の賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の質金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都適所集知事に届け出ること。(4) 当該指定介護予防特定施設入居者生活介護費における小護職員処遇改善加算(I) D(I) D(I) の処遇改善に関する実績を都道府県知事に届けに終る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。)及び当該職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。)及び当該職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。)及び当該職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。)及び当該職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。)及び当該職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。)及び当該職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。)及び当該職員の処理改善の内容(賃金改善に関する計画の規制とに対していていていていていていていていていていていていていていていていていていてい
介護職員等特定処遇改 善加算(Ⅱ)	0		加 12/1000	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防特定施設入居者生活介護を行った場合。ただし、介護職員等特定処遇改善加算(I)を算定している場合においては、介護職員等特定処遇改善加算(I)は算定しない。 <平成27年度厚生労働省告示第95号121の2ロ>イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

加算•減算名	実 体 加算・減算		加算•減算適用要件
		算は、勤続10 年以上の介護福祉士がいなければ	介護職員等特定処遇改善加算については、 ・現行の介護職員処遇改善加算(I)から(Ⅲ)までを取得していること ・介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること ・介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見え る化を行っていることを満たす事業所が取得できることから、勤続10年以上の介護福祉 士がいない場合であっても取得可能である。(平成31.4 VOL1 問1)
	ホームページ等を通じた見えずの能か。	る化については、情報公表制度を活用しないことも	事業所において、ホームページを有する場合、そのホームページを活用し、 ・介護職員等特定処遇改善加算の取得状況 ・賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容 を公表することも可能である。(平成31.4 VOL1 問3)
介護職員等特定処遇改	介護福祉士の資格を有すること 事業所の裁量で設定できること	ついて、勤続10 年以上の介護福祉士を基本とし、 とを要件としつつ、勤続10 年の考え方については、 とされているが、どのように考えるのか。	「勤続10 年の考え方」については、 ・勤続年数を計算するにあたり、同一法人のみだけでなく、他法人や医療機関等での経験等も通算する ・すでに事業所内で設けられている能力評価や等級システムを活用するなど、10 年以上の勤続年数を有しない者であっても業務や技能等を勘案して対象とするなど、各事業所の裁量により柔軟に設定可能である。(平成31.4 VOL1 問4)
介護職員等特定処遇改 善加算 Q&A	れるのか。その場合、月額8万	該当する介護職員がいないこととすることも想定さ 円の賃金改善となる者又は処遇改善後の賃金が 440万円)以上となる者を設定・確保することは必	・経験・技能のある介護職員については、勤続年数10年以上の介護福祉士を基本とし、各事業所の裁量において設定することとなり、処遇改善計画書及び実績報告書において、その基準設定の考え方について記載することとしている。 ・今回、公費1000億円程度(事業費2000億円程度)を投じ、経験・技能のある介護職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を行うという介護職員等特定処遇改善加算の趣旨を踏まえ、事業所内で相対的に経験・技能の高い介護職員を「経験・技能のある介護職員」のグループとして設定し、その中で月額8万円の賃金改善となる者等を設定することが基本となる。 ・ただし、介護福祉士の資格を有する者がいない場合や、比較的新たに開設した事業所で、研修・実務経験の蓄積等に一定期間を要するなど、介護職員間における経験・技能に明らかな差がない場合などは、この限りでない。なお、このような「経験・技能のある介護職員」のグループを設定しない理由についても、処遇改善計画書及び実績報告書に具体的に記載する必要がある。 ・どのような経験・技能があれば「経験・技能のある介護職員」のグループに該当するかについては、労使でよく話し合いの上、事業所ごとに判断することが重要である。(平成31.4 VOL1 問5)
	月額8万円の処遇改善を計算よる改善を含めて計算すること	するに当たり、現行の介護職員処遇改善加算に は可能か。	月額8万円の処遇改善の計算に当たっては、介護職員等特定処遇改善加算にもよる 賃金改善分で判断するため、現行の介護職員処遇改善加算による賃金改善分とは分け て判断することが必要である。(平成31.4 VOL1 問6)

加算•減算名	実 体  加算・減算   加	]算•減算適用要件
	処遇改善後の賃金が、役職者を除く全産業平均賃金(440万円)以上かを判断 「経駅するにあたっての賃金に含める範囲はどこまでか。	・技能のある介護職員」のうち設定することとしている「月額8万円の処遇改善」又 遇改善後の賃金が役職者を除く全産業平均賃金(440万円)以上」の処遇改善とな 係る処遇改善後の賃金額については、手当等を含めて判断することとなる。なお、 8万円」の処遇改善については、法定福利費等の増加分も含めて判断し、処遇改 0賃金「440万円」については、社会保険料等の事業主負担その他の法定福利費 iまずに判断する。(平成31.4 VOL1問7)
		他の職種の440万円の基準については、手当等を含めて判断することとなる。な 定福利費等は含めない。(平成31.4 VOL1 問9)
		他の職種の440万円の基準についての非常勤職員の給与の計算に当たっては、 算方法で計算し賃金額を判断することが必要である。(平成31.4 VOL1 問10)
	的な説明を求める例として、8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に 事業所内の階層・役職やそのための能力・処遇を明確化することが必要になるため、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要する場合が挙げられているが、「一定期間」とはどの程度の期間を想定しているのか。	に月額8万円の改善又は年収440万円となる者を設定するにはこれまで以上に事るの階層・役職やそのための能力・処遇を明確化することが必要になるため、時間る可能性があるが、規程の整備等については適切にご対応いただきたい。地域における賃金水準や経営状況等、それぞれ状況は異なることから、「一定期一律の基準で定めることや計画を定めて一定の期間で改善を求めることは適切で(平成31.4 VOL1 問11)
	るが、どのような例外を想定しているのか。 職員及方で、・り、各事	ループにおける平均賃金改善額を計算するに当たっては、経験・技能のある介護 なび他の介護職員については、常勤換算方法による人数の算出を求めている。一 その他の職種については、常勤換算方法のほか、実人数による算出も可能であ 事業所における配分ルールにも影響することも踏まえ、労使でよく話し合いの上、 判断されたい。(平成31.4 VOL1 問12)
		改善を行う職員に加え、賃金改善を行わない職員についても、平均改善額の計算にあたり職員の範囲に含めることとなる。(平成31.4 VOL1 問13)
	きるようにしておく」とあるが、予め提出を求めても差し支えないか。 書量の大・過去支えな 及び実められ めるも	とも見込まれる厳しい介護人材不足の中、国会等でも介護事業所の事務負担・文幅な削減が強く求められている。の経緯等を踏まえ、特定の事業所に個別に添付書類の提出を求めることは差しいが、各事業所における賃金改善の方法や考え方については、処遇改善計画書績報告書において記載を求めており、また職員の個々の賃金改善額は柔軟に決る一方、各グループの平均賃金改善額のルールを設け、実績報告書に記載を求のであり、更に詳細な積算資料(各職員の賃金額や改善額のリスト等)の事前提律に求めることは想定していない。(平成31.4 VOL1 問14)

加算•減算名	実   体   加算・減算   加算・減算   加算・減算適用要件
	・法人単位での取扱いについては、法人単位の申請が可能とされているが、法人単位での取扱いが認められる範囲はどこまでか。 ・法人単位での取扱いについては、・月額8万円の処遇改善となる者又は処遇改善後の賃金が役職者を除く全産業平均賃金(440万円)以上となる者を設定・確保・経験・技能のある介護職員、他の介護職員、その他の職種の設定が可能である。・ を経験・技能のある介護職員、その他の職種の設定が可能である。・ を経験・技能のある介護職員、その他の職種の設定が可能である。・ を経験・技能のある介護職員では、一括して申請する事業所の数に応じた設定が必要である。なお、事業所の中に、設定することが困難な事業所が含まれる場合は、実態把握に当たりその合理的理由を説明することにより、設定の人数から除くことが可能である。・ なお、取得区分が(I)、(II)と異なる場合であっても、介護職員等特定処遇改善加算の取得事業所間においては、一括の申請が可能である(未取得事業所や処遇改善加算の取得事業所間においては、一括の申請が可能である(未取得事業所や処遇改善加算の取得事業所については、「接職員等特定処遇改善加算の非対象サービスの事業所、介護保険制度外の事業所については一括した取扱いは認められない。)。(平成31.4 VOLI 問15)  「本で表していることとする要件。以下同じ。)について、年度途中で、喀痰吸引を必要とする利用者の割合に関する 要件等を満たせないことにより、入居継続き、必要とする利用者の割合についての要件等を満たせないことにより、入居継続き、との要件を適合に、変更の届出を行うこととしているが、特定加算(介護職員等特定処遇改善加算をいう。以下なく、当該状況が常態化し、3か月間を超えて継続した場合に変更の届出を行うこととしなく、当該状況が常態化し、3か月間を超えて継続した場合に変更の届出を行うこととしなく、当該状況が常態化し、3か月間を超えて継続した場合に変更の届出を行うこととし
	同じ。)の算定 はいつから できなくなるのか。  ている。 ・このような変更の届出を行った場合、4か月目より 加算の 算定できなくなる ため 、各事業所の状況に応じて、適切な届出、請求を行うよう努められたい。(令和元.7 VOL2 問事に届出た指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。 <平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届出た指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。 <平成27年厚生労働省告示第95号4の3> イ 介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ホ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(I)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。
介護職員等ベースアッ プ等支援加算 Q&A	介護職員等ベースアップ等支援加算 の取扱いは介護職員処遇改善 支援 補助 金の 取扱いに倣えばよいか。 企の取扱いに倣えばよいか。 金に関するQ&A v ol. 1~4)を参照すること。(令和5年度 VOL1 問1)

加算•減算名	実施	体制	加算•減算	加算•減算適用要件
	して( 金改	ハるもσ 善額が	の、結果として、	支援加算について、加算額以上の賃金改善を実施 介護職員等ベースアップ等支援加算(以下「ベア加算」という。)については、加算額以上基本給又は決まって毎月支払われる手当による賃
外部サービス	利用型介護予防特定施設入居者生活介護			
人員基準欠如減算		洞第	70/100	介護職員の員数が <u>厚生労働大臣が定める基準(平成12年厚生省告示第27号)</u> に該当する場合(基準に定める員数をおいていない場合) <平成12年厚生省告示第27号19> 職員数が基準を満たさない場合
外部サービス利用型に おける障害者等支援加 算	0	加第	1日につき 20単位	養護老人ホーム(老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。)である指定介護予防特定施設において、 <u>厚生労働大臣が定める者(平成21年厚生労働省告示第82号2)</u> に対して基本サービスを行った場合 < 平成21年厚生労働省告示第82号2> 知的障害又は精神障害を有する利用者であって、これらの障害の状況により、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)第253条に規定する基本サービスの提供に当って、特に支援を必要とするもの